

第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）改定業務委託プロポーザル
質問に対する回答

No.	受付日	質問	回答
1	5月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務について再委託は可能か。 ・上記可能な場合、再委託に係る規定があればご教示いただきたい。 ・再委託者は実施要領11のプレゼンテーションへの参加は可能か。可能な場合、参加人数制限はあるか。 	<p>本業務の契約は、本プロポーザルにより優先交渉権者を選定した後、業務内容に関する協議を経て締結することとなります。</p> <p>また、契約書には、再委託に関し「受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ焼津市の承認を得た場合はこの限りではない。」という内容の条文を入れる予定であり、市の承認がない再委託は認めないこととすることを想定しています。</p> <p>なお、プレゼンテーションへの参加は、参加資格決定を受けた単独事業者若しくは共同企業体に限るため、当該提案者が再委託者を参加させることは不可とします。</p>